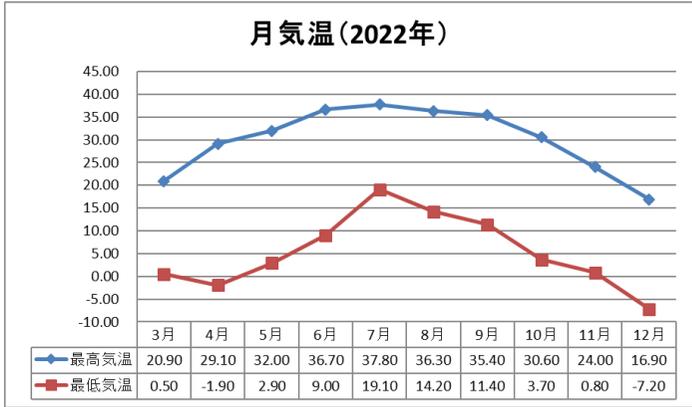
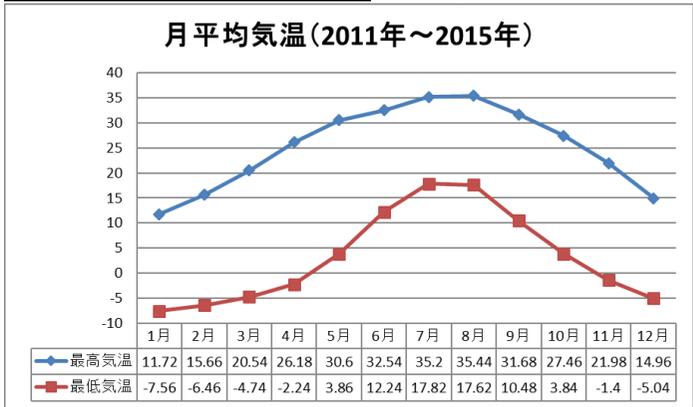
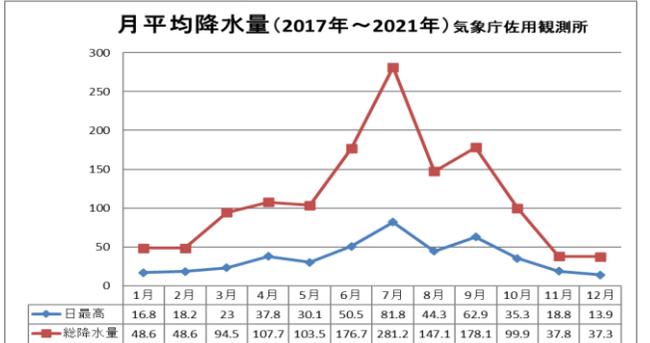


資料1-1

令和4年度修正 佐用町国民保護計画 新旧対照表

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第1編 第3章 第1節 (9P～10P)	第1節 関係機関の事務又は業務の大綱 【指定公共機関等】 [放送事業者] (指定公共機関) 朝日放送 (株) [運送事業者] ④ 鉄道事業者 (指定地方公共機関) (財)神戸市都市整備公社 ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) (公社) 全日本トラック協会 [電気事業者] (指定公共機関) 関西電力 (株)	第1節 関係機関の事務又は業務の大綱 【指定公共機関等】 [放送事業者] (指定公共機関) 朝日放送 <u>グループホールディングス</u> (株) [運送事業者] ④ 鉄道事業者 (指定地方公共機関) [削除] ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) [削除] [電気事業者] (指定公共機関) 関西電力 <u>送配電</u> (株)	時点修正
第1編 第4章 第1節 (13P)	3 気象統計 (1) 気温 佐用町の気温として <u>2011年から2015年の5年間</u> (円応寺西はりま消防組合佐用消防署) の気温データを示す。佐用町の最高気温は <u>36.7℃</u> で最低気温は <u>-10.3℃</u> を記録している。年間平均最高気温は <u>35.44℃</u> 、年間平均最低気温は <u>-7.56℃</u> である。気温の月較差 (最高気温と最低気温の差) を見てみると、気温の較差が最も大きいのは4月； <u>28.42℃</u> (26.18℃～-2.24℃) もっとも小さいのは1月； <u>19.28℃</u> (11.72℃～-7.56℃) である。	3 気象統計 (1) 気温 佐用町の気温として <u>2022年3月23日から同年12月19日の佐用 (佐用町役場屋上)</u> の気温データを示す。佐用町の最高気温は <u>37.8℃</u> で最低気温は <u>-7.2℃</u> を記録している。気温の月較差 (最高気温と最低気温の差) を見てみると、気温の較差が最も大きいのは4月； <u>31.0℃</u> (29.1℃～-1.9℃) もっとも小さいのは7月； <u>18.7℃</u> (37.8℃～19.1℃) である。	気象の統計による修正 ・2016年から2021年までに佐用町役場の屋上に設置していた気象観測装置のデータは、信憑性に欠けることから使用せず、2022年3月23日から観測を開始した気象観測装置における気象データを示している。



項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																								
	<p>(2) 降水量</p> <p>佐用町の降水量として円応寺（気象庁佐用観測所）の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、<u>1,464.7mm</u>で6月から9月に多く、冬場に少ない。最も降水量が多かったのは、<u>2013年9月</u>で<u>403.5mm</u>であった。また11月～2月までの月総降水量は<u>40～80mm</u>程度であった。</p> <p>また、平成21年8月には414.5mmで日最大326.5mmを記録している。</p> <p>年間総降水量は<u>2012年1,315mm、2013年1,536.5mm、2014年1,247mm、2015年1,635.5mm、2016年1,589.5mm</u>と推移している。</p>  <table border="1" data-bbox="409 997 1014 1053"> <thead> <tr> <th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.1</td><td>17</td><td>31</td><td>31.5</td><td>32.2</td><td>48.3</td><td>58.6</td><td>54.6</td><td>59.8</td><td>53</td><td>28.6</td><td>29.3</td> </tr> <tr> <td>120.5</td><td>85</td><td>155</td><td>157.5</td><td>161</td><td>241.5</td><td>293</td><td>273</td><td>299</td><td>265</td><td>143</td><td>146.5</td> </tr> </tbody> </table>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24.1	17	31	31.5	32.2	48.3	58.6	54.6	59.8	53	28.6	29.3	120.5	85	155	157.5	161	241.5	293	273	299	265	143	146.5	<p><u>※ANEOS製 気象観測装置の観測開始日からのデータを使用</u></p> <p>(2) 降水量</p> <p>佐用町の降水量として円応寺（気象庁佐用観測所）の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、<u>1,361.0mm</u>で6月から9月に多く、冬場に少ない。<u>過去5ヶ年で最も月降水量が多かったのは、2018年7月</u>で<u>378.5mm</u>であった。また11月～2月までの月総降水量は<u>70mm</u>以下であった。</p> <p>また、<u>2009年8月</u>には<u>月降水量</u>414.5mmで日最大326.5mmを記録している。</p> <p>年間総降水量は<u>2017年1,435.0mm、2018年1,631.0mm、2019年1,086.5mm、2020年1,183.0mm、2021年1,469.5mm</u>と推移している。</p>  <table border="1" data-bbox="1104 997 1709 1053"> <thead> <tr> <th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.8</td><td>18.2</td><td>23</td><td>37.8</td><td>30.1</td><td>50.5</td><td>81.8</td><td>44.3</td><td>62.9</td><td>35.3</td><td>18.8</td><td>13.9</td> </tr> <tr> <td>48.6</td><td>48.6</td><td>94.5</td><td>107.7</td><td>103.5</td><td>176.7</td><td>281.2</td><td>147.1</td><td>178.1</td><td>99.9</td><td>37.8</td><td>37.3</td> </tr> </tbody> </table>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16.8	18.2	23	37.8	30.1	50.5	81.8	44.3	62.9	35.3	18.8	13.9	48.6	48.6	94.5	107.7	103.5	176.7	281.2	147.1	178.1	99.9	37.8	37.3	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																
24.1	17	31	31.5	32.2	48.3	58.6	54.6	59.8	53	28.6	29.3																																																																
120.5	85	155	157.5	161	241.5	293	273	299	265	143	146.5																																																																
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																
16.8	18.2	23	37.8	30.1	50.5	81.8	44.3	62.9	35.3	18.8	13.9																																																																
48.6	48.6	94.5	107.7	103.5	176.7	281.2	147.1	178.1	99.9	37.8	37.3																																																																
<p>第1編 第4章 第2節 (14P)</p>	<p>1 人口・世帯</p> <p>佐用町の総人口は平成27年時点で<u>17,510人世帯数</u>は<u>6,301世帯</u>（国勢調査）で、平成22年度調査時から<u>1,755人193世帯</u>減少となり、減少傾向は続いている。1世帯あたり人口は<u>2.8人</u>で人口密度<u>57.0人/km²</u>である。</p> <p>年代別人口は、平成27年現在、年少人口（15歳未満）<u>1,787人（10.2%）</u>、生産年齢人口（15歳以上、65歳未満）<u>9,026人（51.6%）</u>、高齢人口（65歳以上）<u>6,695人（38.2%）</u>となっており、兵庫県全体平均に比べ高齢人口が多い。</p>	<p>1 人口・世帯</p> <p>佐用町の総人口は令和2年時点で<u>15,863人世帯数</u>は<u>5,927世帯</u>（国勢調査）で、平成27年度調査時から<u>1,647人374世帯</u>減少となり、減少傾向は続いている。1世帯あたり人口は<u>2.7人</u>で人口密度<u>51.6人/km²</u>である。</p> <p>年代別人口は、令和2年現在、年少人口（15歳未満）<u>1,462人（9.2%）</u>、生産年齢人口（15歳以上、65歳未満）<u>7,540人（47.5%）</u>、高齢人口（65歳以上）<u>6,861人（43.3%）</u>となっており、兵庫県全体平均に比べ高齢人口が多い。</p>	<p>令和2年度国勢調査及び佐用町住民基本台帳人口変動による修正</p>																																																																								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																
第1編 第4章 第2節 (14P)	<p>なお、住民基本台帳による佐用町の人口は平成29年3月末現在 <u>17,522</u> 人、<u>6,899</u> 世帯（外国人含む）となっている。</p> <p>2 交通 (2) 高速自動車国道</p> <table border="1" data-bbox="414 331 1048 628"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>特徴・状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用 IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。</td> </tr> <tr> <td>播磨自動車道</td> <td>播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。</td> </tr> <tr> <td>鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）</td> <td>鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特徴・状況	中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用 IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。	播磨自動車道	播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。	鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。	<p>なお、住民基本台帳による佐用町の人口は令和4年3月末現在 <u>15,701</u> 人、<u>6,797</u> 世帯（外国人含む）となっている。</p> <p>2 交通 (2) 高速自動車国道</p> <table border="1" data-bbox="1131 331 1765 628"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>特徴・状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用 IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。</td> </tr> <tr> <td>播磨自動車道</td> <td>播磨自動車道は、<u>山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）</u>から<u>中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）</u>へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。<u>播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。</u></td> </tr> <tr> <td>鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）</td> <td>鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特徴・状況	中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用 IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。	播磨自動車道	播磨自動車道は、 <u>山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）</u> から <u>中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）</u> へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。 <u>播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。</u>	鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。	播磨自動車道開通による 時点修正
名称	特徴・状況																		
中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用 IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。																		
播磨自動車道	播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。																		
鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。																		
名称	特徴・状況																		
中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄りのインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用 IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。																		
播磨自動車道	播磨自動車道は、 <u>山陽自動車道の播磨ジャンクション（兵庫県たつの市）</u> から <u>中国自動車道の宍粟ジャンクション（宍粟市）</u> へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。 <u>播磨自動車道の最寄りのインターチェンジは播磨新宮インターチェンジである。</u>																		
鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。																		
第1編 第4章 第2節 (15P)			播磨自動車道開通による 時点修正																
第2編 第1章 第1節 (21P)	<p>1 各部課室等における平素の業務表内</p> <p>部課名 統括部 <u>総務課</u>広報室 総務対策部</p>	<p>1 各部課室等における平素の業務表内</p> <p>部課名 統括部 <u>情報政策課</u>広報室 総務対策部 <u>情報政策課</u></p>	佐用町組織変更に伴う 時点修正																
第2編 第1章 第1節 (23P)	<p>2 町の体制等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 24時間即応体制の確立 (略)</p> <p>【町における24時間体制の確保について】</p> <p>① (略)</p>	<p>2 町の体制等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 24時間即応体制の確立 (略)</p> <p>【町における24時間体制の確保について】</p> <p>① (略)</p>	光都地区における消防業務体制の変更による 時点変更 ・平成30年3月末までは赤穂市消防本部へ消防業務を委託してい																

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>② 西はりま消防組合佐用消防署及び赤穂市消防本部との連携強化</p> <p>ア) 西はりま消防組合佐用消防署との連携</p> <p>佐用町の管轄区域については、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡）に限定して西はりま消防組合佐用消防署に事務を委ねる。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとり、担当課職員が登庁後は町が西はりま消防組合佐用消防署より引き継ぎ、保護措置を実施する。この場合、西はりま消防組合佐用消防署は、特に町長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、町と西はりま消防組合佐用消防署との連携を密にし、町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施する。</p> <p>イ) 赤穂市消防本部との連携</p> <p>赤穂市への消防事務委託地域（光都地区）については、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡）に限定して赤穂市消防本部に事務を委ねる。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとり、担当課職員が登庁後は町が赤穂市消防本部より引き継ぎ、保護措置を実施する。この場合、赤穂市消防本部は、特に町長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、町と赤穂市消防本部との連携を密にし、町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施する。</p> <p>ウ) その他</p> <p>西はりま消防組合佐用消防署及び赤穂市消防本部より町民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を各消防本部に設置する等体制の整備を図る。</p>	<p>② 西はりま消防組合佐用消防署との連携強化</p> <p>佐用町の管轄区域については、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、町長その他関係機関への連絡）に限定して西はりま消防組合佐用消防署に事務を委ねる。その際、町においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとり、担当課職員が登庁後は町が西はりま消防組合佐用消防署より引き継ぎ、保護措置を実施する。この場合、西はりま消防組合佐用消防署は、特に町長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、町と西はりま消防組合佐用消防署との連携を密にし、町の庁内体制の整備や職員への周知を十分実施する。</p> <p>③ その他</p> <p>西はりま消防組合佐用消防署より町民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を各消防本部に設置する等体制の整備を図る。</p>	<p>たが、平成 30 年 4 月以降は、西はりま消防組合へ移管されている。</p>
<p>第 2 編 第 1 章</p>	<p>3 近接市町との連携 (1) 近接市町との連携</p>	<p>3 近接市町との連携 (1) 近接市町との連携</p>	<p>協定追加による時点修正</p>

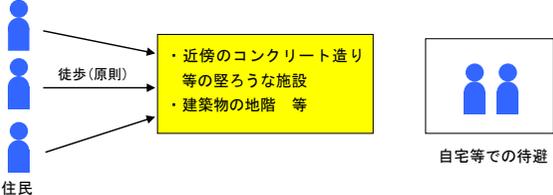
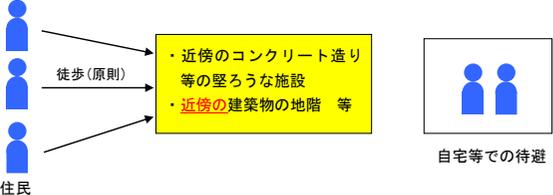
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																				
第2節 (25P)	(略) 【参考：防災のための相互応援協定等一覧】 <table border="1" data-bbox="389 213 1025 261"> <thead> <tr> <th>応援協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称	締結年月日	締結相手先	(略)			(略) 【参考：防災のための相互応援協定等一覧】 <table border="1" data-bbox="1106 213 1742 341"> <thead> <tr> <th>応援協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書</u></td> <td>R2.9.1</td> <td><u>宍粟市、上郡町、美作市、西粟食村、智頭町</u></td> </tr> <tr> <td><u>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</u></td> <td>R3.7.19</td> <td><u>神戸市</u></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称	締結年月日	締結相手先	(略)			<u>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書</u>	R2.9.1	<u>宍粟市、上郡町、美作市、西粟食村、智頭町</u>	<u>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</u>	R3.7.19	<u>神戸市</u>																			
応援協定名称	締結年月日	締結相手先																																					
(略)																																							
応援協定名称	締結年月日	締結相手先																																					
(略)																																							
<u>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書</u>	R2.9.1	<u>宍粟市、上郡町、美作市、西粟食村、智頭町</u>																																					
<u>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</u>	R3.7.19	<u>神戸市</u>																																					
第2編 第1章 第2節 (27P)	4 指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 (略) 【参考：応援協定一覧】 <table border="1" data-bbox="389 517 1025 564"> <thead> <tr> <th>応援協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称	締結年月日	締結相手先	(略)			4 指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 (略) 【参考：応援協定一覧】 <table border="1" data-bbox="1106 517 1742 948"> <thead> <tr> <th>応援協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における無人航空機の運用に関する協定</u></td> <td>R2.1.29</td> <td><u>合同会社ドローンの窓口</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</u></td> <td>R2.1.29</td> <td><u>株式会社ゼンリン関西支社</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書</u></td> <td>R2.8.6</td> <td><u>セツカートン株式会社、Jパック株式会社</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における施設等の利用に関する協定</u></td> <td>R2.8.28</td> <td><u>国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における救援物資の輸送等に関する協定</u></td> <td>R3.2.15</td> <td><u>一般社団法人兵庫県トラック協会</u></td> </tr> <tr> <td><u>佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書</u></td> <td>R3.9.15</td> <td><u>大塚製薬株式会社</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における連携協力に関する協定書</u></td> <td>R4.2.2</td> <td><u>兵庫県弁護士会</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における道路啓閉や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</u></td> <td>R4.3.16</td> <td><u>関西電力送配電株式会社兵庫支社</u></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称	締結年月日	締結相手先	(略)			<u>災害時における無人航空機の運用に関する協定</u>	R2.1.29	<u>合同会社ドローンの窓口</u>	<u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</u>	R2.1.29	<u>株式会社ゼンリン関西支社</u>	<u>災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書</u>	R2.8.6	<u>セツカートン株式会社、Jパック株式会社</u>	<u>災害時における施設等の利用に関する協定</u>	R2.8.28	<u>国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所</u>	<u>災害時における救援物資の輸送等に関する協定</u>	R3.2.15	<u>一般社団法人兵庫県トラック協会</u>	<u>佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書</u>	R3.9.15	<u>大塚製薬株式会社</u>	<u>災害時における連携協力に関する協定書</u>	R4.2.2	<u>兵庫県弁護士会</u>	<u>災害時における道路啓閉や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</u>	R4.3.16	<u>関西電力送配電株式会社兵庫支社</u>	協定追加による時点修正
応援協定名称	締結年月日	締結相手先																																					
(略)																																							
応援協定名称	締結年月日	締結相手先																																					
(略)																																							
<u>災害時における無人航空機の運用に関する協定</u>	R2.1.29	<u>合同会社ドローンの窓口</u>																																					
<u>災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</u>	R2.1.29	<u>株式会社ゼンリン関西支社</u>																																					
<u>災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書</u>	R2.8.6	<u>セツカートン株式会社、Jパック株式会社</u>																																					
<u>災害時における施設等の利用に関する協定</u>	R2.8.28	<u>国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所</u>																																					
<u>災害時における救援物資の輸送等に関する協定</u>	R3.2.15	<u>一般社団法人兵庫県トラック協会</u>																																					
<u>佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書</u>	R3.9.15	<u>大塚製薬株式会社</u>																																					
<u>災害時における連携協力に関する協定書</u>	R4.2.2	<u>兵庫県弁護士会</u>																																					
<u>災害時における道路啓閉や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</u>	R4.3.16	<u>関西電力送配電株式会社兵庫支社</u>																																					
第2編 第1章 第3節 (29P)	3 情報通信機器等の活用 (1)～(2) (略) (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、国が覚知した緊急情報を国から市町村の同報無線を自動起動させることにより、瞬時に住民に伝達するシステムであり、町では平成23年より運用を開始している。	3 情報通信機器等の活用 (1)～(2) (略) (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、 <u>弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報について</u> 、国が覚知した緊急情報を国から市町村の同報無線を自動起動させることにより、瞬時に住民に伝達するシステムであり、町では平成23年より運用を開始している。 <u>なお、情報伝達手段については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町防災行政無線等多重化を推進し、住民へ迅速かつ確実に情報を伝達する。</u>	県計画に基づき修正 ・用語の適正化																																				

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第2編 第1章 第4節 (32P)	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)～(3) (略) (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 (略) 【安否情報システムの整備について】 安否情報の収集、整理及び提供に関して、国は「安否情報システム」の運用を平成20年4月から開始し、平成22年3月には、情報入力や検索をより効率的に行えるようにするため、住民基本台帳カードとの連携やあいまい検索の機能を付加した。また、平成25年3月、安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（消防庁ホームページ参照 URL： http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/koknminhogo_unyou_main/anpi_Gaido.pdf ）及び操作説明書を改正している。	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)～(3) (略) (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 (略) 【安否情報システムの整備について】 安否情報の収集、整理及び提供に関して、国は「安否情報システム」の運用を平成20年4月から開始し、平成22年3月には、情報入力や検索をより効率的に行えるようにするため、住民基本台帳カードとの連携やあいまい検索の機能を付加した。また、 <u>平成30年10月</u> 、安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（消防庁ホームページ参照 URL： https://www.fdma.go.jp/mission/protection/item/protection001_14_anpi_Gaido.pdf ）及び操作説明書を改正している。	県計画に基づき修正 ・安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドラインの改正日の変更及び同 URL の変更
第2編 第1章 第5節 (33P)	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町及び西はりま消防本部は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町及び西はりま消防本部は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等 <u>関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	県計画に基づき修正 ・訓練に関する記述の追加
第2編 第1章 第5節 (34P)	(3) 訓練に当たっての留意事項 ① (略) ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障	(3) 訓練に当たっての留意事項 ① (略) ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、高齢者、障	用語の適正化（障がい者）

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p><u>がい</u>者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	
<p>第2編 第2章 第1節 (35P～36P)</p>	<p>3 高齢者、障害者等災害時避難行動要支援者への配慮</p> <p>(1) 災害時避難行動要支援者避難支援プランの活用 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な災害時避難行動要支援者（以下、「避難行動要支援者」という）の避難について、自然災害時の対応として作成する災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」とする）を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。（略）</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の日常的把握 町は、関係団体の協力を得ながら、病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数の把握に努める。また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を更新しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p> <p>(3) 情報伝達方法の整備 町は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。 （略）</p> <p>(4) 緊急通報システムの整備 町は、高齢者、障害者等と西はりま消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と西はりま消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。</p> <p>(5) 運送手段の確保等</p>	<p>3 高齢者、障<u>がい</u>者等災害時避難行動要支援者への配慮</p> <p>(1) 災害時避難行動要支援者避難支援プランの活用 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障<u>がい</u>者等自ら避難することが困難な災害時避難行動要支援者（以下、「避難行動要支援者」という）の避難について、自然災害時の対応として作成する災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」とする）を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。（略）</p> <p>(2) 高齢者、障<u>がい</u>者等の日常的把握 町は、関係団体の協力を得ながら、病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数の把握に努める。また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障<u>がい</u>者等の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を更新しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p> <p>(3) 情報伝達方法の整備 町は、音声情報や文字情報など、高齢者、障<u>がい</u>者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。 （略）</p> <p>(4) 緊急通報システムの整備 町は、高齢者、障<u>がい</u>者等と西はりま消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と西はりま消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。</p> <p>(5) 運送手段の確保等</p>	<p>用語の適正化（障がい者）</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																
	町は、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。 (略)	町は、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。 (略)																	
第2編 第4章 第1節 (41P)	1 啓発の方法 (略) また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。(略)	1 啓発の方法 (略) また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。(略)	用語の適正化（障がい者）																
第2編 第4章 第2節 (41P)	1 (略) 2 町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに町民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、町民に対し周知するよう努める。	1 (略) 2 町は、 <u>県と連携し、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動</u> や、地域においてテロが発生した場合などに町民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、町民に対し <u>平素から周知に努める</u> 。	県計画に基づき修正 Jアラートによる情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述を追加																
第3編 第1章 第1節 (42P)	【体制及び設置基準】表(略) 【事態の状況に応じた初動体制の確立】表(略) ※ 地域防災計画風水害編における体制との関係 ①：警戒体制、②：災害警戒本部体制、③及び④：災害対策本部体制 ※ 職員配備人員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。ただし、企画防災課職員及び総務課広報室職員の配備は、危機管理連絡会議体制時とする。	【体制及び設置基準】表(略) 【事態の状況に応じた初動体制の確立】表(略) ※ 地域防災計画風水害編における体制との関係 ①：警戒体制、②：災害警戒本部体制、③及び④：災害対策本部体制 ※ 職員配備人員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。ただし、企画防災課職員及び <u>情報政策課</u> 広報室職員の配備は、危機管理連絡会議体制時とする。	佐用町の組織変更に伴う時点修正																
第3編 第1章 第2節 (44P)	1 危機管理連絡会議 (1) (略) (2) 組織構成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副 会 長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>構 成 員</td> <td>企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、総務課広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	会 長	町長	副 会 長	副町長、教育長	構 成 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、総務課広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。	1 危機管理連絡会議 (1) (略) (2) 組織構成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副 会 長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>構 成 員</td> <td>企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、<u>情報政策課長</u>、<u>情報政策課</u>広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、<u>情報政策課</u>広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	会 長	町長	副 会 長	副町長、教育長	構 成 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 <u>情報政策課長</u> 、 <u>情報政策課</u> 広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 <u>情報政策課</u> 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。	佐用町の組織変更に伴う時点修正
区 分	職 名																		
会 長	町長																		
副 会 長	副町長、教育長																		
構 成 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、総務課広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。																		
区 分	職 名																		
会 長	町長																		
副 会 長	副町長、教育長																		
構 成 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 <u>情報政策課長</u> 、 <u>情報政策課</u> 広報室長、教育課長、健康福祉課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 <u>情報政策課</u> 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。																		

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																
第3編 第1章 第2節 (44P)	2 危機管理対策本部 (1) (略) (2) 組織構成 <table border="1" data-bbox="394 252 1021 475"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、総務課広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 総務課広報室長 、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。	2 危機管理対策本部 (1) (略) (2) 組織構成 <table border="1" data-bbox="1108 252 1736 499"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、情報政策課長、情報政策課広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、情報政策課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 名	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 情報政策課長 、 情報政策課 広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 情報政策課 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。	佐用町の組織変更に伴う時点修正
区 分	職 名																		
本部長	町長																		
副本部長	副町長、教育長																		
本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 総務課広報室長 、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。																		
区 分	職 名																		
本部長	町長																		
副本部長	副町長、教育長																		
本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 情報政策課長 、 情報政策課 広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 情報政策課 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。																		
第3編 第2章 第1節 (47P)	3 町国民保護対策本部の組織構成及び機能 (1) 組織構成 <table border="1" data-bbox="383 603 1032 799"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、総務課広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、総務課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 ※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。</td> </tr> </tbody> </table> (2) 町対策本部長の補佐機能の編成 表内 部課名 統括部 総務課広報室 総務対策部	区 分	職 名	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 総務課 広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 総務課 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 ※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。	3 町国民保護対策本部の組織構成及び機能 (1) 組織構成 <table border="1" data-bbox="1097 603 1747 799"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td> <td>企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、情報政策課長、情報政策課広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、情報政策課広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 ※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。</td> </tr> </tbody> </table> (2) 町対策本部長の補佐機能の編成 表内 部課名 統括部 情報政策課 広報室 総務対策部 情報政策課	区 分	職 名	本部長	町長	副本部長	副町長、教育長	本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 情報政策課長 、 情報政策課 広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 情報政策課 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 ※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。	佐用町組織変更に伴う時点修正
区 分	職 名																		
本部長	町長																		
副本部長	副町長、教育長																		
本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 総務課 広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 総務課 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 ※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。																		
区 分	職 名																		
本部長	町長																		
副本部長	副町長、教育長																		
本 部 員	企画防災課長、企画防災課防災対策室長、まちづくり企画室長、総務課長、 情報政策課長 、 情報政策課 広報室長、教育課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、建設課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計課長、税務課長、住民課長、商工観光課長、上下水道課長、消防団長、西はりま消防組合佐用消防署長、企画防災課職員、 情報政策課 広報室職員 ※ その他の職員は、個別の事態の状況に応じその都度判断する。 ※ 町国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各課室において措置を実施する（町国民保護対策本部には、各課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。																		
第3編 第4章 第1節 (57P)	2 警報の内容の伝達方法 (1)～(3) (略) (4) (略) ① 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。 ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育園等の児童、園児や乳幼児が通学、通園してい	2 警報の内容の伝達方法 (1)～(3) (略) (4) (略) ① 聴覚障 がい 者に対しては目に見える情報を、視覚障 がい 者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。 ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障 がい 者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育園等の児童、園児や乳幼児が通学、通園して	用語の適正化（障がい者）																

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	る施設については、優先して警報を伝達するよう努める。	いる施設については、優先して警報を伝達するよう努める。	
第3編 第4章 第2節 (62P)	2 避難実施要領の策定 (1)～(3) (略) 【避難実施要領の例】 1 (略) 2 避難住民の誘導の実施方法 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。 (略)	2 避難実施要領の策定 (1)～(3) (略) 【避難実施要領の例】 1 (略) 2 避難住民の誘導の実施方法 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。 (略)	用語の適正化（障がい者）
第3編 第4章 第2節 (65P)	4 避難の類型 (1) 屋内への避難 (略) 	4 避難の類型 (1) 屋内への避難 (略) 	県計画に基づき修正 ・用語の適正化
第3編 第4章 第2節 (67P)	5 避難に当たって留意すべき事項 (3) 事態の類型等に応じた留意事項 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 【避難の指示の内容（例）】 ○ B地区の住民については、町長による誘導に従い、C地区へ避難すること。 健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。	5 避難に当たって留意すべき事項 (3) 事態の類型等に応じた留意事項 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 【避難の指示の内容（例）】 ○ B地区の住民については、町長による誘導に従い、C地区へ避難すること。 健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。	用語の適正化（障がい者）
第3編 第4章 第2節 (67P)	③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ア) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されるときは、住民は屋内に避難することが基本である。	③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ア) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されるときは、住民は屋内に避難することが基本である。	県計画に基づき修正 ・用語の適正化

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																				
	（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。）	（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や <u>近傍の</u> 建築物の地階等に避難することとなる。）																																																																					
第3編 第5章 第4節 (72P)	1 収容施設の供与 (1) 避難所 ③ 福祉避難所 ア) 福祉避難所の必要性 一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障害者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助を要する者にとっては、その特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）が必要であるため、一般の避難所とは別に福祉避難所をあらかじめ指定するよう努める。	1 収容施設の供与 (1) 避難所 ③ 福祉避難所 ア) 福祉避難所の必要性 一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助を要する者にとっては、その特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）が必要であるため、一般の避難所とは別に福祉避難所をあらかじめ指定するよう努める。	用語の適正化（障がい者）																																																																				
第3編 第5章 第4節 (73P)	エ) 福祉避難所の指定と利用 (略) 【介護保険施設（医療健康対策部）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設浩陽園</td> <td>佐用 3529-3</td> <td>82-0321</td> <td>82-2789</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘</td> <td>平福 138-1</td> <td>83-2008</td> <td>83-2035</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム祐あいホーム上月</td> <td>福吉 721</td> <td>87-0011</td> <td>87-0033</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームはなみずき</td> <td>安川 401</td> <td>78-8003</td> <td>78-8005</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームサンホームみかづき</td> <td>志文 515</td> <td>79-3145</td> <td>79-3783</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設ハイム・ゾンネ</td> <td>林崎 662-3</td> <td>78-0001</td> <td>78-0011</td> </tr> <tr> <td>佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園</td> <td>平福 169-5</td> <td>83-2200</td> <td>83-2200</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	介護老人保健施設浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	82-2789	特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008	83-2035	特別養護老人ホーム祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	87-0033	特別養護老人ホームはなみずき	安川 401	78-8003	78-8005	特別養護老人ホームサンホームみかづき	志文 515	79-3145	79-3783	老人保健施設ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	78-0011	佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園	平福 169-5	83-2200	83-2200	エ) 福祉避難所の指定と利用 (略) 【介護保険施設（医療健康対策部）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設浩陽園</td> <td>佐用 3529-3</td> <td>82-0321</td> <td>82-2789</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘</td> <td>平福 138-1</td> <td>83-2008</td> <td>83-2035</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム祐あいホーム上月</td> <td>福吉 721</td> <td>87-0011</td> <td>87-0033</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームはなみずき</td> <td>安川 401</td> <td>78-8003</td> <td>78-8005</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームサンホームみかづき</td> <td>志文 515</td> <td>79-3145</td> <td>79-3783</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設ハイム・ゾンネ</td> <td>林崎 662-3</td> <td>78-0001</td> <td>78-0011</td> </tr> </tbody> </table> 【養護老人施設（医療健康対策部）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園</td> <td>林崎 662-8</td> <td>78-8050</td> <td>78-8051</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	介護老人保健施設浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	82-2789	特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008	83-2035	特別養護老人ホーム祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	87-0033	特別養護老人ホームはなみずき	安川 401	78-8003	78-8005	特別養護老人ホームサンホームみかづき	志文 515	79-3145	79-3783	老人保健施設ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	78-0011	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園	林崎 662-8	78-8050	78-8051	「町立養護老人ホーム佐用朝霧園」の所在地変更及び施設区分の変更
施設名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																				
介護老人保健施設浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	82-2789																																																																				
特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008	83-2035																																																																				
特別養護老人ホーム祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	87-0033																																																																				
特別養護老人ホームはなみずき	安川 401	78-8003	78-8005																																																																				
特別養護老人ホームサンホームみかづき	志文 515	79-3145	79-3783																																																																				
老人保健施設ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	78-0011																																																																				
佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園	平福 169-5	83-2200	83-2200																																																																				
施設名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																				
介護老人保健施設浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	82-2789																																																																				
特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008	83-2035																																																																				
特別養護老人ホーム祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	87-0033																																																																				
特別養護老人ホームはなみずき	安川 401	78-8003	78-8005																																																																				
特別養護老人ホームサンホームみかづき	志文 515	79-3145	79-3783																																																																				
老人保健施設ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	78-0011																																																																				
施設名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																				
佐用町立養護老人ホーム佐用朝霧園	林崎 662-8	78-8050	78-8051																																																																				
第3編 第5章 第4節 (74P)	(2) 応急仮設住宅 ② 応急仮設住宅の構造 ア) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。 イ) 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利	(2) 応急仮設住宅 ② 応急仮設住宅の構造 ア) 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。 イ) 高齢者、障がい者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を	用語の適正化（障がい者）																																																																				

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。</p> <p>ウ) (略)</p> <p>③ 入居者の認定 入居者の認定は、町において行う。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮する。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 生活環境の整備 町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。</p>	<p>利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。</p> <p>ウ) (略)</p> <p>③ 入居者の認定 入居者の認定は、町において行う。この場合において、高齢者、障がい者等の優先入居に十分配慮する。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 生活環境の整備 町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。</p>	
<p>第3編 第5章 第4節 (77P)</p>	<p>4 医療の提供及び助産 (3) 救護班の派遣等</p> <p>② 町は、医薬品の確保について、必要に応じて、県へ要請を行う。</p> <p>ア) 赤十字血液センターに対する血液の安定供給 イ) 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県<u>医理化機器協会</u>、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保</p>	<p>4 医療の提供及び助産 (3) 救護班の派遣等</p> <p>② 町は、医薬品の確保について、必要に応じて、県へ要請を行う。</p> <p>ア) 赤十字血液センターに対する血液の安定供給 イ) 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県<u>医療機器協会</u>、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保</p>	<p>県計画に基づく変更 ・用語の適正化</p>
<p>第3編 第6章 第1節 (81P)</p>	<p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(略)</p>	<p>住民基本台帳法改正による</p>
<p>第3編 第6章 第3節 (82P)</p>	<p>1 安否情報の照会の受付 (3) 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。</p>	<p>1 安否情報の照会の受付 (3) 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、<u>在留カード</u>、<u>特別永住者証明書</u>、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。</p>	<p>住民基本台帳法改正による</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第3編 第8章 第1節 (93P)	第1節 被災情報の収集及び報告 3 町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、 <u>原則として武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第1報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。</u>	第1節 被災情報の収集及び報告 3 町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知（平成29年2月7日消防応第11号消防庁長官通知（一部改正）））に基づき、 <u>武力攻撃災害等を覚知後、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）</u> わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第1報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。	県計画に基づき修正 ・火災・災害等即報要領の一部改正などの記述を追加
第3編 第9章 第1節 (94P～95P)	5 栄養指導対策 (1) 町は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 (2) 町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。 (3) 町は、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して高齢者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。	5 栄養指導対策 (1) 町は、県及び県栄養士会と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 (2) 町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、 <u>県及び県栄養士会と連携し</u> 、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。 (3) 町は、巡回栄養相談の実施に当たり、 <u>県及び県栄養士会と連携</u> して高齢者等をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。	県計画に基づき修正 ・町は、県及び県栄養士会と連携して栄養相談等を行う記述を追加